

色と形の世界

坂井範一展

を開催



市教育委員会では、郷土出身の洋画家、故坂井範一さんの作品展を開催します。

坂井さんは、岐阜県の近代美術の開拓者として、また美術教育の指導者としても活躍されました。

このたび、遺族の方のご好意により、坂井さんが描いた十点の作品を収集（二点を購入、八点を寄贈）することができました。市教育委員会では、これと併せて、県美術館所蔵・寄託されている作品、文化会館や個人所有のものも含め二十数点余りを集めて、「坂井範一展」を行います。坂井さんが求め続けた色と形の世界の一端を、この機会にぜひご覧ください。

- ◇と き 2月9日(火)～18日(木)
午前9時～午後5時
- ◇ところ 市中央公民館集会室
- ◇観覧料 無料

坂井範一 プロフィール

明治32年2月14日、蜂屋村中蜂屋（現蜂屋町中蜂屋）の農家に七人兄弟の長男として生まれる。

大正11年、岐阜県師範学校卒業後、いったん教職に就くが、のち東京美術学校（現・東京芸大）に進学。同校卒業後、岐阜女子師範学校に勤務した。大正15年、第7回帝展に「憩へる女」で初入選。翌年から女子師範を退職して制作活動に専念。昭和6年上京して、洋画家の藤島武二に師事した。昭和11年、小磯良平らによって結成された新制作派協会の第1回展の出品作「浴後」が新作家賞を受賞。以後次々に秀作を発表し、中央画壇において高い評価を受ける。

昭和20年岐阜市に疎開、以後岐阜大学教授となり、作家活動と美術の教育活動に情熱を燃やす。昭和53年、文化庁から地方文化功労賞を受賞。昭和56年には紺綬褒章を受章。昭和56年5月、82歳で永眠。

雨夜の品定

（昭和51年作）



意気高らかに 消防出初め式

平成5年の新春を飾る市消防出初め式が、1月5日に文化会館で行われました。この日、市消防団、可茂消防事務組合などから三百五十人が参加して、表彰、市長告示、団長訓示などに続き、消防音楽隊を先頭に駅前通りを勇壮に行進しました。さらには、ライオン公園で一斉放水を行い、防火、防災意識の高揚が図られました。



式典での受賞者

(敬称略)

◎岐阜県知事表彰

(特別功労章) 木村 武(可茂消防事務組合)

(永年勤続功労章) 平岡富弘(消防本部、横山博美(中消防署))

(功労章) 村瀬繁美(蜂屋)、小林喜典(伊深)、坂井文広(音楽隊)、鈴木勝也、小森修身(中消防署)

(功績章(10年)) 棚瀬泰広(太田)、大野正司(山之上)、池田正幸(三和)、渡辺敏英(下米田)、藤吉正明(消防本部)

◎可茂消防事務所長表彰

(功労章) 村井良喜(伊深)、山口正広(音楽隊)

◎中濃ブロック消防協会長表彰

(功績章) 大畑英樹(古井)、河村太郎(太田)、美濃輪好文(蜂屋)、藤田啓一、遠山勝彦(伊深)、酒向正人、莊加浩康、後藤茂也、山田真二、星野政浩(三和)、矢野 守(音楽隊)

◎美濃加茂市長表彰

(功績章(10年)) 棚瀬泰広(太田)、小林喜典(伊深)、伊佐治靖雄、木澤時彦(音楽隊)

(功績章(5年)) 井戸一平、加藤敏昭、佐光修治、藤井宗裕、佐光直紀(太田)、大畑英樹、日比野剛司、渡辺直幸、渡辺博司、渡辺公康(古井)、坂井利弘(蜂屋)、大矢 透、長沼一恵、遠山典利(伊深)、朝日清孝、朝日三代治(三和)、長野清哉、牧田秀憲、中嶋勝志(音楽隊)

◎美濃加茂市消防団長表彰

(優良分団表彰) 第八分団(下米田)

(表彰章) 消防団員四十五人

防署)

◎岐阜県消防協会長表彰

(功績章) 棚瀬泰広(太田)、大野正司(山之上)、池田正幸(三和)、渡辺敏英(下米田)、藤吉正明(消防本部)

◎可茂消防事務所長表彰

(功労章) 村井良喜(伊深)、山口正広(音楽隊)

◎中濃ブロック消防協会長表彰

(功績章) 大畑英樹(古井)、河村太郎(太田)、美濃輪好文(蜂屋)、藤田啓一、遠山勝彦(伊深)、酒向正人、莊加浩康、後藤茂也、山田真二、星野政浩(三和)、矢野 守(音楽隊)

◎美濃加茂市長表彰

(功績章(10年)) 棚瀬泰広(太田)、小林喜典(伊深)、伊佐治靖雄、木澤時彦(音楽隊)

(功績章(5年)) 井戸一平、加藤敏昭、佐光修治、藤井宗裕、佐光直紀(太田)、大畑英樹、日比野剛司、渡辺直幸、渡辺博司、渡辺公康(古井)、坂井利弘(蜂屋)、大矢 透、長沼一恵、遠山典利(伊深)、朝日清孝、朝日三代治(三和)、長野清哉、牧田秀憲、中嶋勝志(音楽隊)

◎美濃加茂市消防団長表彰

(優良分団表彰) 第八分団(下米田)

(表彰章) 消防団員四十五人

1月26日は文化財防火デー

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

1月26日は「文化財防火デー」

みんなの財産を
みんなで守ろう

話し合い
心をつなぐ
明るい家庭



1月は「家族の月」
普及実践強調月間

今日の家庭で大切なことの1つは、家族みんながそれぞれ愛情と信頼に結ばれた温かい人間関係を育て、明るい家庭をつくることです。

どんなに忙しくても、この家庭もせめて月に一度は「家庭づくり」の大切さを思い、それぞれの家庭の事情に合わせながら「望ましい家庭づくり」の実践に努力したいものです。

この機会に健全な青少年が育つ、家庭づくりについて考えてみましょう。

国民年金はみんなが加入しているから 保険料は必ず納めましょう

国民年金は、突然の事故や病気の時、年をとった時にも安心して暮らせるように、共に協力して助け合う制度です。
現在、20歳以上60歳未満の方は必ず国民年金に加入することになっています。

納める方法は…その人の職業や加入されている年金によって3種類あります。

第一号被保険者…

市年金係から案内された方法にしたがって、自分で納めてください。

◇対象となる方

○農業や自営業などの給与所得者でない方

○サラリーマンで厚生年金に加入していない方

○学生や無職の方

第二号被保険者…

毎月の給料から厚生年金保険料や共済年金保険料が引かれます。これには、国民年金の分も含まれていいますので、新たに納める必要はありません。

◇対象となる方

会社や役所、法人などに勤めるサラリーマンで厚生年金などの被用者年金制度に加入している方

第三号被保険者…

保険料を納める必要はありませんが、届出をしないと加入していることになりません。市年金係で手続きをしてください。

◇対象となる方

第一号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

保険料は免除されず

納めた保険料は、社会保険料控除の対象として所得控除の対象となります。年末調整や確定申告の際に忘れずに申告してください。

学生も加入しましょう

平成三年四月から、学生も20歳になったら加入することになりました。必ず加入の届出をしてください。

保険料の免除

病気・事故・営業不振などで保険料が納められない方には、免除制度が利用できます。

申請して認められると、その期間は年金を受けるための資格期間になります。ただし、年金額は通常の3分の1になります。

学生の保険料は…

学生は、一般に所得がないため、保険料は親が納める場合がほとんどです。そのため、親の負担が過大になることもあります。このような問題を解決するため、学生は親元世帯の所得状況によって保険料が免除されます。

具体的には、親元の各種控除後の所得が定める基準額を下回る場合は免除され、越える場合は免除されない、というものです。学生と親の同居、大学の国公立・私立の別、家が抱える学生の人数など、それぞれの形態に応じて基準額が異なります。

保険料がかわります

これまでの保険料は月額九千七百円であったのが、平成5年4月から一万五百円になります。皆さんのご協力よろしくお願いします。

就職、退職、結婚、引っ越しなど人生の節目には、加入者の種類が変わることがありますので、いずれの場合にも年金係にご相談ください。

過去に納めた年金をうけられなくなることもあります。保険料は必ず納めましょう。

詳しいお問い合わせは…市国民年金係

(☎内線233・224)



」です。

文化財を火災・震災・その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開します。市内にも多くの文化財があり、25・26日に防火査察および防火訓練を行います。

また、この時期は火を使うことが多くなります。ちょっとした心づかいが火災から文化財を守ります。火の元には十分注意しましょう。

正眼短期大学公開講座

正眼短期大学では、ニューヨーク禅堂師家で正眼短期大学客員教授の嶋野榮道老師を招き、公開講座を開講します。

◇日時 2月11日(祝)

午後4時から

◇場所 シティホテル美濃加茂5階

◇演題 雲にそびゆる。

◇参加費 1,000円

◇後援 市教育委員会・美濃加茂国際交流協会

◇申込 ハガキに住所・氏名・電話番号を明記して、市内伊深町872-2 正眼短期大学総務課まで申し込む。聴講券を送ります。

*先着100人で締め切ります

2月4日・5日

給与所得者の

還付申告を受け付けます

毎年、確定申告の期間中は申告会場が混雑します。そこで市では、平成4年分の給与所得者の医療費や住宅取得等特別控除などの還付申告を申告期間の前に受け付けます。

◇とき 2月4日・5日

午前9時30分～午後4時

◇ところ 中央公民館202号

所得税の還付が

受けられるのは

所得税が源泉徴収されている人で

- ①平成4年中に多額の医療費を支払ったとき…医療費控除
- ②住宅ローン等で住宅を取得または増改築をし、平成4年中に入居したとき…住宅取得等特別控除
- ③年末調整で申告漏れの控除があったとき
- ④平成4年中に退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていないとき



なお、還付申告をされる場合、給与以外の所得が二十万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません。

還付申告に必要なものは

- ①源泉徴収票
- ②該当控除を受けるための領収書・証明書（医療費・生命保険料・国民健康保険料など）と必要書類
- ③印鑑
- ④申告者本人の振込先の預金口座番号が分かるもの

医療費控除を

受けるときは

自分や生計を同じくしている家族の医療費を支払い、その金額が10万円を超えているか、あるいは総所得金額等の5%を超えているとき、次の算式で計算した金額が所得から控除されます。

なお、単なる健康診断のために支払った費用や美容整形手術のための費用などは、医療費に含まれません。

〈控除額は〉

$$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険金な} \\ \text{どで補わ} \\ \text{れる金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 10\text{万円か総所得金} \\ \text{額等の5\%のいず} \\ \text{れか少ない金額} \end{array} \right) = \text{控除額}$$

(最高200万円)

市職員募集

(身体障害者対象)

市では、平成5年度の市職員（身体障害者対象）の募集をします。

◆採用予定職種・人員

- ◆一般事務職…上級、初級あわせて2名程度
- ◆受験資格

（上級）▽大学卒業（見込み）

程度の学力を有する者…昭和40年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者

（初級）▽短大卒業（見込み）

程度の学力を有する者…昭和42年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者▽高校卒業（見込み）程度の学力を有する者…昭和44年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者

視覚障害者、聴覚障害者または肢体不自由者で、身体障害者手帳の交付を受けている者

自力により通勤ができ、かつ介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者

活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応できる者

▽とき 2月8日（月）

午前9時から正午

▽ところ 中央公民館

第二次試験

▽とき 2月下旬（予定）

▽ところ 中央公民館

※最終合格発表は2月下旬予定

詳しくは、市秘書課人事係

（☎内線238）へお問い合わせください。



※医師または歯科医師に支払った診療費や治療費のほか、直接、治療や療養に必要な次のようなものが入ります。

- ① 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ② あんま、はり、きゅうなどの施術費
- ③ 保健婦や看護婦などに支払った看護費用
- ④ 助産婦に支払った出産の介助費

住宅取得等特別控除を受けるときは

自分で住むための家を借入金等によって新築や購入をした場合、または増改築等をした場合で、一定の要件に当てはまれば、入居の年から6年間、所得税額から一定の額が控除されます。

控除を受けるための要件は

- ① 工事完了または購入した日、あるいは増改築等の日から6

カ月以内に入居し、その年の12月31日まで引き続いて居住していること

- ② 床面積が四〇平方メートル以上三二〇平方メートル以下（併用住宅の場合は床面積の1/2以上が居住用）であること
- ③ その年の合計所得金額が二千万円以下であること
- ④ 居住用財産の買い替えや交換の特例などを受けていないこと
- ⑤ 民間の金融機関等または住宅金融公庫などの公的機関等からの借入金等であること（ただし、給与所得者が使用者または事業主団体から貸し付けを受けた借入金等で、その利息の利率が年3割未満のものなどは除く）
- ⑥ 借入金等の返済期間が10年以上にわたり、しかも月賦のよう分割して返済する方法によること
- ⑦ 中古住宅の場合は、その家屋の取得の日以前10年以内（マンション等の耐火建築物については15年以内）に建築されたものであること
- ⑧ 建築後、使用されたことがあること
- ⑨ 増改築等の場合は、建築基準法上の増改築等であること

〈控除額は〉

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	控除期間	所得要件
平成2年1月から 平成3年3月31日まで	住宅の取得等のための 借入金等の年末残高 (最高20万円) × 1%	6年	3,000万円 以下
平成3年4月1日から 平成4年12月31日まで	住宅の取得等のための借入金等の年末残高に、以下の部分の金額 × 1% + 住宅の取得等のための借入金等の年末残高に、以下の部分の金額 × 0.5% (最高25万円)		2,000万円 以下

- ・ 工事費用が百万円超であること
- ・ 工事費用の1/2以上が居住部分に要した費用であること
- ・ 親族等（住宅取得の時、その後も引き続き生計を一にしている者に限る）からの取得および贈与によって取得したものでないこと



住宅取得等特別控除の申告に必要なものは

- ① 住宅の登記簿謄本（抄）本、工事請負契約書、売買契約書など
- ② 床面積、取得年月日、請負代金等が分かる書類、またはその写し
- ③ 住民票の写し
- ④ 住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書
- ⑤ 増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

※なお、中古住宅を取得された場合は若干の違いがありますので、お問い合わせください。

◆問い合わせ先
関税務署 ☎0575-22-2233 または市税務課市民係 ☎内線213・214

あなたの善意

- 佐伯総合建設協・佐伯泉さん 国際交流基金へ三百万円
- 市フォークダンス連盟 社会福祉へ一万円
- 佐光茂三郎さん 国際交流基金へ十万円
- 太田消防団 社会福祉へ二万四千三百五十六円
- 鶴ミズギ・三品ゆき子さん 国際交流基金へ百万円、社会福祉へ二百万円
- 美濃加茂衛生協・若宮進さん 小中学校教育費にと一千万円
- 山手小・北折徹くん 交通遺児援護基金へ十万円
- 岐阜県中小企業家同友会 社会福祉へ十万円
- 柳屋山組美濃加茂営業所 国際交流基金へ百万円
- 蜂屋小学校児童会 社会福祉へ二万三千三百八十五円
- 美濃加茂ロータリークラブ 集会用テント十張
- 岐阜県自動車整備商工組合 交通遺児援護基金へ十二万八千五百二十七円
- 山口繁政さん 交通遺児援護基金へ九千八百九十六円

お知らせ

市役所 25-2111



婦人ボランティア講座

あなたにこそ必要のボランティア

『共に支え合い助け合っている街に』

誰もが「より楽しく暮らせる街」を願っています。

そこから生まれるのが「福祉」です。

婦人ボランティア講座を通じて、私たちの住んでいる地域社会を見直してみませんか。この講座を受講して、高齢者・障害者・健常者が、共に支え合い助け合っている福祉の街にしたものです。

そこで、身近なことから始め

られる福祉を考え、少しでも時代に即応した街づくりをしましょう。

◇定員 40人（市内の婦人）

◇日時 2月2日（火）から3月2日（火）まで

の毎週火曜日計5回

◇場所 中央公民館

◇受講料 無料

＊申し込みは、1月末日までに社会福祉協議会へ（☎内線314）定員になり次第締め切ります。

回	日時 場所	学習内容・講師
1	2月2日（火） 402号室 13:30～15:30	・開講式 ・「婦人にできるボランティア活動」 講師 社会福祉協議会 事務局長 ・「福祉施設からみたボランティア活動」 講師 ソーシャルワーカー 林 和実
2	2月9日（火） 402号室 13:30～15:30	・ビデオ観賞「みんながいきいき在宅生活」 ・「市の高齢者福祉について」 講師 福祉事務所 木村係長 ・「ボランティアに期待するもの」 講師 心身障害者作業所 ひまわりの家
3	2月16日（火） 402号室 13:30～15:30	・「家庭看護と老人看護」 講師 保健センター保健婦 服部昌子 ・「ホームヘルパーの役割」 講師 福祉事務所ヘルパー 木村弘江
4	2月23日（火） 404号室 13:30～15:30	・「老人家庭看護の講習と実技」 講師 日本紅十字会支部 家庭看護教師 服部美鈴先生
5	3月2日（火） 404号室 13:30～15:30	・「施設見学」 心身障害者作業所 「太陽の家」 特別養護老人ホーム 「さわやかナースングビル」 ・閉会式 修了証交付



木曽川の清流沿いを走ってみませんか 市民マラソン大会

距離

年代区別分	距離(単位: m)	
	男子	女子
小学1・2年生	1,000	1,000
小学3・4年生	1,500	1,500
小学5・6年生	2,000	2,000
中学生	3,000	2,000
高校生・10代	5,000	3,000
20代	5,000	2,000
30・40代	3,000	2,000
50・60代以上	2,000	1,000

- ◇日時 2月21日（日）午前9時開会式 9時30分スタート（雨天中止）
- ◇コース 文化会館（スタート）
…木曽川護岸堤防道路
…文化会館（ゴール）
- ◇表彰 各部門の優勝者に盾とメダルを授与。6位までには賞状、7位以降は順位証を授与します。
- ◇参加資格 市内在住、在職、在学（中学生までは保護者の承諾書が必要）
- ◇申込期日 2月13日（土）
- ◇申込先 市教育委員会体育課（中濃体育館 ☎3241）または各連絡所へ
- ＊連絡所については2月12日（金）までに申し込みください





まちの



スナッフ



岐阜県で適用する最低賃金一覧

◎地域別最低賃金

最低賃金の件名	最近賃金額		発効年月日
	日給	時間給	
岐阜県最低賃金	4,559円	570円	4. 10. 1

産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額		発効年月日
	日給	時間給	
紡績業	4,725円	591円	5. 1. 1
陶磁器・同関連製品 耐火物製造業	4,957円	620円	5. 1. 1
電気機械器具製造業	4,924円	616円	5. 1. 1
自動車・同附属品 製造業	5,191円	649円	5. 1. 1
航空機・同附属品 製造業	5,635円	705円	5. 1. 1

岐阜労働基準局では、「岐阜県最低賃金」と「産業別最低賃金」の金額の改定を行いました。現在適用されている岐阜県の最低賃金は「最低賃金一覧表」とおりです。

使用者の方は原則としてこの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することができません。

また、対象となる賃金は通常の所定内賃金に限られて、ボー

ナスなどの臨時の賃金、休日や時間外などの割増賃金および通勤手当、家族手当、精進手当は含まれません。

なお、産業別最低賃金には、業種、業務などにより岐阜県最低賃金が適用される適用除外の規定があります。

詳しいことは、岐阜労働基準局賃金課へ（岐阜市金町5-13 ☎0582-458101）

知っておきたい 最低賃金 進んでおきたい 週休2日



エアロビクス・健康体操

サークル名	曜日	時間	会費(1ヵ月)	代表者	
エアロビレディーズ	水	10:00~12:00	2,000円	山口 町子	26-8815
エアロビューティーズ	水	19:00~21:00	2,000円	林 恵子	26-7693
ヘルシー体操(健康体操)	金	10:00~12:00	2,000円	樋口美津子	26-8998

サークル会員を募集

エアロビクスと健康体操サークルでは、会員を募集しています。ご希望の方は中濃体育館(☎3241) か各代表者まで連絡ください。

スポーツ

市ソフトボール協会
加入説明会を開催

◇日時 2月6日(土)
午後7時30分

◇場所 中央公民館

◇加入資格

○一般男子・女子の部：市内在住・在職の社会人。職場のグループで編成したチーム

○家庭婦人の部：市内在住の既婚者、または30歳以上の未婚者で編成したチーム

○壮年の部：昭和28年以前に生まれた男子の編成チーム

詳しくは、事務局・安田(☎3617、午後7時以降は☎1806)または大脇(☎9214)までお問い合わせください。

市営住宅の募集について

現在、建設中の牧野市営住宅および既存の市営住宅の募集を2月8日(月)から2月20日(土)まで行います。詳しくは2月1日号の広報でお知らせします。

◇問い合わせ先

管財課管財係(☎内線352)

余暇時代にむけて

豊かさとゆとりの創造⑨

◇現代社会の遊び◇

遊びの必要性

「遊び」は、人間の本质と深くかかわっています。

最近、遊びがにわかに脚光を浴びてきたのは、現代社会が遊びを必要とする時代に入ってきたためということができます。

緊張を解きほぐす

その理由の第1は、緊張度の高い社会になってきたことです。コンピューターなどの先端技術関係の仕事はもちろんのこと、交通機関網の高密度化や情報のはんらん、複雑な人間関係などによって、わたしたちの緊張感が高まらざるをえません。このため、日常生活の緊張を解きほぐしたいという気持ち、心身ともに安らぎたいという欲求が次第に高まってきます。つまり、ゆとりや遊びが必要になってきたのです。

2つめの理由は、衣食住がかなりのレベルで満たされる豊かな社会であるがゆえに、刺激を求める気持ちが強く、それが遊びへの欲求となって現れてきていることです。

このように、緊張の解消や新しい刺激への欲求から、現代社会では遊びが従来になく必要とされるようになってきたといえます。

仕事だけが人生という考え方は、組織にとっても個人にとっても具合が悪くなってきました。自分の生活を大切にしていくという価値観が重視されるようになってきたのです。

豊かな暮らしのために

多くの人々が、仕事以外でゆたかに暮らしたいと考えようになれば、そういう欲求を満たす商品やサービスが求められます。しかし、そうした新しい商品やサービスの開発には、遊びの体験が大きくものをいいます。組織の中で生き残るためにも遊びは不可欠となってきたといえそうです。



ライン公園に

サッカー練習場を開設

木曾川の河川敷に従来からあった運動場（野球練習場）に併設してサッカー練習場が完成しました。

使用にあたっては、運動場（野球練習場）およびサッカー練習場とも教育委員会体育課（中濃体育館へ申し込みください。毎月、15日午後6時から（15日が日・祭日および月曜日の場合は翌日）翌月の調整会を行います。詳しくは中濃体育館（☎241）へ。

地区だより

地区	月日	内容	場所	時間
太田	1月5日	市長と語る会	中央公民館6階市民サロン	13:30~16:30

図書館 ☎ 25-7316

■ 2月の休館日

毎週月曜日 2日（火） 11日（祝） 21日（日）

■ 2月のおはなしランド

毎週土曜日午後2時30分から開催します

～市内在住の方の出版書案内～

詩集「さつまいもの話」 大竹尹さん（蜂屋町）

「登校拒否への手だて」 日比野元美さん（御門町）

郷土資料コーナーにあります

そよかぜ号の巡回日程

地区	月日	巡回場所	時間
太田・古井	2月	農協古井支所	13:30~14:00
		古井連絡所	14:15~14:45
	9日（火）	森山公民館	15:00~16:00
		新池公民館	13:30~14:00
		境松雇用促進住宅	14:15~14:45
山之上	10日（水）	太田第二保育所	15:00~16:00
		組合マーケット前	13:30~14:00
		山之上果実農協	14:15~14:45
蜂屋	12日（金）	山之上連絡所	15:00~16:00
		矢田公民館	13:30~14:00
		下東公民館	14:15~14:45
		蜂屋連絡所	15:00~16:00

県民手帳平成5年版を
あっせんしています

企画開発課では、平成5年版の県民手帳を市役所窓口であっせんしています。

◆料金 一冊430円

（消費税含む）

◆色 紺・緑・グレー・

アイボリーの4種

◆問い合わせ

市企画開発課

（☎内線246）